

保有個人情報利用停止請求書

令和 年 月 日

独立行政法人
家畜改良センター 殿

(ふりがな)
氏 名

住所又は 〒
居所 TEL ()

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 99 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

記

1 利用停止を請求する保有個人情報等

利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	令和 年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の日付及び文書番号 【日付】 _____ 【文書番号】 _____ 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等 _____
利用停止請求の趣旨及び理由	(利用停止の趣旨) ☐ 第 1 号該当 → ☐ 利用の停止 ☐ 消去 ☐ 第 2 号該当 → 提供の停止 (利用停止の理由)

2 本人確認事項等

利 用 停 止 請 求 者	☐ 本人 ☐ 法定代理人 ☐ 任意代理人	
請求者本人確認書類	☐ 運転免許証 ☐ 健康保険被保険者証 ☐ 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） ☐ 在留カード、特別永住者証明書又はこれらの書類とみなされる外国人登録証明書 ☐ その他（ _____ ） ※ 請求書を郵送して請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付して下さい。	
本人の状況等 (法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載して下さい。)	本人の状況	☐ 未成年（ 年 月 日生） ☐ 成年被後見人
	(ふりがな) 本人の氏名	☐ 任意代理人委任者
	本人の住所又は居所	
	法定代理人が請求する場合 請求資格確認書類	☐ 戸籍謄本 ☐ 登記事項証明書 ☐ その他（ _____ ）
	任意代理人が請求する場合 請求資格確認書類	☐ 委任状 ☐ 委任者の印鑑登録証明書又は委任者の運転免許の写しなど

※ この欄は、記入しないで下さい。

受 理 印		受 理 番 号	第 一 号	備 考	
-------------	--	------------------	-------	--------	--

<記載等に当たっての注意事項>

1 「氏名」・「住所又は居所」

本人の氏名及び住所又は居所を記載して下さい。ここに記載された氏名及び住所又は居所により利用停止決定通知等を行うこととなりますので、正確に記載して下さい。

また、連絡を行う際に必要となりますので、電話番号も記載して下さい。

なお、法定代理人又は任意代理人（以下、併せて「代理人」という。）による利用停止請求の場合には、代理人の氏名、住所又は居所、電話番号を記載して下さい。

2 「利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日」

3の①・②に掲げる保有個人情報の開示を受けた日を記載して下さい。

3 「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」

開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称を記載して下さい。なお、本法により保有個人情報の利用停止請求ができるのは、次に掲げるものです。

① 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報（法第90条第1項第1号）

② 開示決定に係る保有個人情報であって、法第88条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの（法第90条第1項第2号）

4 「利用停止請求の趣旨及び理由」

① 利用停止請求の趣旨

利用停止請求の趣旨は、「第1号該当」、「第2号該当」のいずれか該当する□に・点を記入して下さい。

ア 「第1号該当」には、法第61条第2項の規定（個人情報の保有制限）に違反して保有されているとき、法第63条の規定（不適正な利用の禁止）に違反して取り扱われているとき、法第64条の規定（適正取得）に違反して取得されたものであるとき又は法第69条第1項若しくは第2項の規定（目的外利用制限）に違反して利用されていると考えるときに、□にレ点を記入して下さい。また、「利用停止」又は「消去」の□のいずれかにレ点を記入して下さい。

イ 「第2号該当」には、法第69条第1項又は第2項の規定（目的外利用制限）又は法第71条第1項の規定（外国第三者提供制限）に違反して他の独立行政法人等又は行政機関や外国にある第三者等に提供されていると考えるときに、□にレ点を記入して下さい。

② 利用停止請求の理由

利用停止請求の趣旨を裏付ける根拠を、明確かつ簡潔に記載して下さい。なお、本欄に記載しきれない場合には、本欄を参考に別葉に記載し、この請求書に添付して提出して下さい。

5 「本人確認事項等」

① 窓口来所による利用停止請求の場合

個人情報保護窓口又は受付窓口に来所して利用停止請求をする場合には、本人確認のため、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）第28条に定めるところにより運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード又は住民基本台帳カード、在留カード又は特別永住者証明書（これらの書類とみなされる外国人登録証明書）等の住所・氏名が記載されている書類を提示して下さい。どのような書類が本人確認書類に当たるのか分からない場合や本人確認書類の提示ができない場合は、個人情報保護窓口又は受付窓口事前に相談して下さい。

② 郵送による利用停止請求の場合

この請求書を郵送して保有個人情報の利用停止請求をする場合には、①の本人確認書類を複写機により複写したものと併せて、住民票の写し（ただし利用停止請求の前30日以内に作成されたものに限り。）を提出して下さい。住民票の写しは、市町村長が発行する公文書であり、その複写物による提出は認められません。住民票の写しが提出できない場合は、利用停止請求窓口事前に相談してください。

なお、個人番号カードを複写機により複写したものを提出する場合は、表面のみ複写し、住民票の写しについては、個人番号の記載がある場合、当該個人番号を黒塗りしてください。また、被保険者証を複写機により複写したものを提出する場合は、保険者番号及び被保険者等記号・番号を黒塗りにしてください。

③ 代理人による利用停止請求の場合

「本人の状況等」欄は、代理人による利用停止請求の場合にのみ記載して下さい。必要な記載事項は、保有個人情報の本人の状況、氏名、本人の住居又は居所です。

代理人のうち、法定代理人が利用停止請求をする場合には、法定代理人自身に係る①に掲げる書類又は②に掲げる書類に併せて、戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類（ただし、利用停止請求の前30日以内に作成されたものに限り。）を提出して下さい。なお、戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類は、市町村長が発行する公文書であり、その複写物による提出は認められません。

代理人のうち、任意代理人が利用停止請求をする場合には、任意代理人自身に係る①に掲げる書類又は②に掲げる書類に併せて、委任状（利用停止請求をする日前30日以内に作成されたものに限り。）を提出してください。また、委任者の実印により押印した上で印鑑登録証明書（開示請求をする日前30日以内に作成されたものに限り。）を添付するか又は委任者の運転免許証、個人番号カード等本人に対し一に限り発行される書類の写しを併せて提出してください。なお、委任状は、その複写物による提出は認められません。詳しくは、開示請求先の窓口にお尋ねください。

6 「利用停止請求の期限について」

利用停止請求は、法第98条第3項の規定により、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならないこととなっています。